



福井県電気工事工業組合 レポート NO.74

TEL:0776-22-2903(総務課) TEL:0776-22-7363(電材課)

FAX:0776-23-1250(総務課) FAX:0776-22-7262(電材課) E-MAIL:info@fkidenko.or.jp

北陸産業保安監督署より通知がありましたので、お知らせいたします。

『感電死亡事故及び電気工事業法に対する嚴重注意について』

中部近畿産業保安監督部は、電気工事会社従業員の感電死亡事故について、同社における電気工事業の業務の適正化に関する法律の違反が確認されたことから、同社に対して、関係法令を遵守し、再発防止に万全を期すよう嚴重に注意するとともに、当該事故の原因究明及び再発防止対策について文書により報告するよう指示しました。

1. 令和2年8月25日に電気工事会社従業員が北陸地区内で自家用電気工事の作業に従事中、感電死亡する事故が発生しました。

事故原因は、当該作業員が電源を開放せず充電した状態で作業を行っていたこと、作業手袋が未着用であったこと等と推測されています。

当部はこの感電死亡事故を踏まえて、9月3日に同社営業所に対して、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第29条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、同社が同法第21条第1項の規定に違反し、第二種電気工事士の当該従業員を自家用電気工事の作業に従事させたことを確認しました。

2. また、他の自家用電気工事の作業について同様な違反がないか、当部は9月15日に同社に対して、同法第29条第1項の規定に基づく報告徴収を行ったところ、同法第21条第1項の規定に違反した自家用電気工事の作業が直近5年間に121件あったとの報告を受けました。

3. 当部は、令和2年11月13日、同社に対し今後感電事故を起こさない対策を講じさせるとともに、関係法令の遵守及び再発防止に万全を期すよう、嚴重に注意しました。加えて、今回の感電死亡事故の原因及び再発防止対策を本年11月末日までに文書にて報告するよう指示しました。

(参考) 法律(抄)

(電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止)

第21条 電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事の作業に従事させてはならない。

以上の内容は、北陸産業保安監督署ホームページの「お知らせ」に掲載しております。

<https://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/denki/index.htm>

また、上記災害の情報は組合レポートNo.49（R2.8.28発行）に掲載してあります。